

産業廃棄物適正処理に係る業種別事例集

～公務編～のご紹介

第3回 愛知県豊田市の事例

(公財)日本産業廃棄物処理振興センターでは、環境省から委託を受けて、自治体や国(省庁)が産業廃棄物の適正処理や電子マニフェスト普及促進のために活用できるものとして、公務(上下水道業を含む。)を対象に、排出事業者における産業廃棄物の適正処理に関する取組事例や電子マニフェストの活用事例を調査し、排出事業者責任の徹底と産業廃棄物の適正処理に関する体系立った理解や意識の向上を促すことを目的とした事例集を作成しました。(令和4年3月)

第3回は、事例集の中から豊田市の取組事例を一部抜粋し掲載します。

豊田市は平成20年4月に電子マニフェストを導入し、市の全部署で排出する産業廃棄物のマニフェストはすべて電子マニフェストを使用している。令和2年度の電子マニフェスト登録件数は全国の自治体の中で最も多い。

1 施設概要、実績

○ 庁舎概要

- ・ 庁舎所在地：愛知県豊田市西町3丁目60番地
- ・ 主な施設：豊田市役所本庁舎(南庁舎、東庁舎、西庁舎、環境センター、衛生試験所)

○ 主な廃棄物の排出量(令和2年度実績)

廃棄物の区分	排出量
すべての産業廃棄物	13.8t
主な産業廃棄物の種類	廃プラスチック類 5.4t
	安定型混合廃棄物 4.8t
	金属くず 3.1t
	ガラスくず 0.2t
主な一般廃棄物の種類	可燃ごみ 19t

○ 主な発生物の処理方法

- ・ 廃プラスチック類、安定型混合物、金属くずは選別した後、リサイクルもしくは埋立等で処理
- ・ 古紙(約40t(令和2年度実績))は分類一覧表に従って、OA紙、新聞、雑誌、ダンボール、雑紙、シュレッダー紙に分別。回収されたものは、リサイクル業者に有価物として売却

2 委託先処理業者選定、実地確認

○ 発注形態、情報収集

- ・ 毎年度一般競争入札により委託業者を決定し契約
- ・ 処理業者の情報は、環境部局への確認や、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団の「さんばいくん」、または「優良さんばいナビ」を確認することにより収集
 - ▶ 昨年度と違う処理業者の場合は、当該業者と取引実績のある市役所内の別の部署より、情報収集を行う場合がある。

○ 選定方法・選定基準

- ・ 許可期限、許可品目、処理能力、優良産廃処理業者かどうか、電子マニフェストに加入しているか等を確認
- ・ 産業廃棄物処理業務委託標準仕様書に「リサイクルを徹底し、リサイクルが不可能な物については、適正に処分すること」と記載し、リサイクルが可能であることを処理業者の選定条件としている

○ 実地確認の実施概要

- ・ 処理業者との委託契約の前後で年に2回、実施職員は1名
- ・ 契約前の実地確認：事前確認の実施に代えて、他の排出部署が実施した実地確認の結果や、廃棄物対策課が行った立入検査の結果を聴取
- ・ 契約後の実地確認：優良産廃処理業者ではない場合は、各排出部署が実地確認を実施。優良産廃処理業者の場合は、優良産廃処理業者であることが

維持されていることが確認できれば、委託契約後の実地確認を免除

- ・ **実地確認の対象**：原則として中間処理業者。収集運搬業者に対しては、廃棄物を引き渡す際や、事前打合せ時、処分業者への実地確認時に、収集運搬に係る状況を確認
 - ▶ 原則として積替保管施設を経由する収集運搬の委託は行わない。やむを得ず、積替保管施設を経由する収集運搬を委託する場合、積替保管施設に訪問して実地確認を行う。
- ・ **実施状況**：独自のチェックリストである廃棄物処理委託先チェックシートを廃棄物対策課が作成、すべての部署により実地確認の際に、各排出部署が同リストを用いた実地確認を実施
 - ▶ 処理工程、産業廃棄物の保管状況（特に廃棄物の過剰保管）、処理基準に沿って処理されているかを確認
 - ▶ 近隣住民から苦情がないか、廃棄物処理法で規定する掲示板が設置されているか等、チェックシートの項目に沿った内容を確認

3 委託契約・事前打合せ

○ 委託契約

- ・ 令和2年度の本庁舎の委託先処理業者数は、中間処理業者2社、収集運搬・処分業者が1社
- ・ 委託契約外の品目の廃棄物が発生した場合は、排出した課が個別に委託契約を締結
- ・ 排出部署の担当者が廃棄物処理法で定める記載事項を確認、法定記載事項以外に必要な項目を追加し、契約書を作成

○ 廃棄物の引渡し時の手順に関する打合せ

- ・ 収集運搬業者とは、委託する廃棄物の性状や量、廃棄物引渡しの際の流れ（到着時に最初に連絡が必要な部署や担当者名・連絡先、廃棄物の排出場所）について事前に打合せを実施
- ・ 廃棄物の引取り時に、定期的に、収集運搬業者の担当者と打合せを行い、回収日の調整や、各排出部署による分別が的確に行われているか等の状況を確認

4 電子マニフェストの利用状況

○ 電子マニフェストの運用方法

- ・ 豊田市として電子マニフェストに加入、市長部局では廃棄物対策課が各排出部署にサブIDを割り振り。排出部署の担当者（本庁舎の場合は1名）はサブIDを用いて、電子マニフェストの入力等の操作を行う。（市長部局以外は個別に電子マニフェストに加入）
- ・ 電子マニフェストの登録は廃棄物の引渡し担当者が、引渡しの当日に行い、マニフェスト情報の照会画面で、収集運搬や処分の終了報告の有無を確認
- ・ 本庁舎では、年に約60件の電子マニフェストを登録。廃棄物の回収頻度は、廃プラスチック類が月2回、安定型混合物・金属くず・ガラスくずが月1回、ペットボトルが月1回で、月に約4件の登録。その他大型の廃棄物を登録する場合もある。
- ・ 庁内の廃棄物処理に関する説明会を年に2回（5月、10月頃）開催。廃棄物対策課が各排出部署の担当者に対して、産業廃棄物処理業務委託や電子マニフェストの運用方法を説明

○ 電子マニフェスト導入の経緯

- ・ 平成20年に産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が再開することとなったことから、報告書作成に係る事務負担軽減や排出事業者責任のより一層の徹底を目的に、市の全部署における電子マニフェストの導入を決定。市の各排出部署がそれぞれ電子マニフェストに加入
 - ▶（現在、市長部局は廃棄物対策課が各課にサブIDを割り振るという運用に切り替えている）

○ 電子マニフェスト導入のメリット等

- ・ 電子マニフェストの入力作業の簡素化を図るため、あらかじめ決まっている入力内容を登録しておく「パターン登録機能」を使用。「パターン登録機能」を使用することで、異動等により操作担当者を変更した場合も、戸惑うことなく電子マニフェストの操作を行うことができる。